

令和8年1月28日

第 1 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和8年1月28日（水） 午前10時30分

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 地域計画の策定に係る意見聴取について

報告事項

第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について

第3号 非農地証明について

出席委員

1番 柏木 健二	2番 田中 慎二	3番 谷 新子	4番 宮脇 和幸
6番 高本 光之	7番 立花 達也	8番 水場 光輝	9番 今井 満
11番 秋光 貴志	12番 岡本 亮二	13番 島田 徹幸	14番 大道 正孝
15番 竹内 誠	16番 新田 隆次	17番 石田 尚則	18番 神藤 敦美
19番 北村 正次			

欠席委員

10番 亀山 博司

推進委員

山田 修

事務局

城戸事務局長 倉中事務局次長 宮崎課長補佐 藤並主任 藤岡主事

（午前10時30分）

議長（北村）：それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和8年第1回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、9番 今井委員、11番 秋光委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、10番 亀山委員から出ています。皆さんにお願い

があります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。
また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議 長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事 務 局：配付資料の確認をさせていただきます。事前配布資料として、議案書と申請農地位置図及び議案現地確認写真そして、資料1「地域計画の変更について」を送付しています。ありますでしょうか。

議 長：それでは付議事項に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広吉松2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は300㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、年齢は59才で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。譲渡人は、ご高齢で耕作は困難です。譲受人は、自分の畑が近くにあり、申請地を併せて耕作されます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、広白岳4丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は231㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売買するもので、譲受人は、77才で経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。譲渡人は、県外に在住の方です。この土地は、これまで、お友達が管理されていましたが、売買することになり、返して頂き、今回の申請となりました。231㎡を280万円での売買です。個人的には、少し高額の様になります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、神山1丁目〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は635㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は主に足場材を置くものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。譲渡人は、ご高齢で管理が困難となり、譲受人に管理をお願いしたところ、譲受人が足場材置場として利用することになりました。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字西畑〇〇〇〇〇番地の〇、地目は田、面積は14㎡の第2種農地です。転用の目的は、道路として使用するため売買するものです。規模等につきましては、譲受人は進入路として使用するものです。しかしながら、写真でお分かりのように、既に進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

谷 委 員：3番 谷です。申請地の奥に、田や畑がありますが、進入路もなく困っていました。申

請地を購入し、進入路として使用されます。問題はないと思います。ご審議よろしくお願
いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字芋福先ノ段〇〇〇〇番地の〇、地目は田、面積は913㎡の
第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電施設として利用するため、売買するもので
す。規模等は、太陽光パネル126枚、発電容量49.5kwを設置する計画で、全量
自家発電となるため事業計画書の写しの提出があり、中国電力との発電設備等に関する
契約については、契約済となっております。関係法令については、都市計画法による開
発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されてい
ません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

山 田 委 員：推進委員 山田です。以前は、田として利用されていきました。長らく耕作されなくな
り、現在は、雑木と草に覆われています。譲受人（業者）が伐倒・除草を行い、太陽光
発電施設を設置します。ご審議よろしくお願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、音戸町南隠渡2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は141㎡の第2
種農地です。転用の目的は、駐車場用地として使用するため売買するものです。規模等
につきましては、譲受人は申請地を駐車場3区画として使用するものです。関係法令に
ついては、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、
農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、音戸郵便局の上に位置します。写真奥の家を購入して別荘とする予定です。本申請地に、隣接する道は狭く軽自動車しか入れませんが、見晴らしも良く、別荘の駐車場確保を目的とした申請です。農地としては、日当たりも悪く、優良園には属しません。荒らされて周りに迷惑を掛けるより、良いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第3号「地域計画の変更に係る意見聴取について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします。

農 林 水 産 課：本案件は、地域計画を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会のご意見を伺うものです。頂いたご意見については、今後の業務の参考とさせていただきます。それでは、まず地域計画自体のことですが、地域で守ってきた農地のうち、将来にわたって守るべき農地を次の世代に引き継いでいくために、将来誰が農地を利用し守っていくのか、地域農業をどのように維持・発展していくのか等について、地域の将来像として明確にしたものが「地域計画」となっており、呉市においては、令和7年3月に農業振興地域の農用地区域を地域計画の区域として設定して策定しています。それでは今回の変更内容についてご説明いたします。この度変更しようとする地域計画は「蒲刈・下蒲刈地区」、「音戸・倉橋地区」、「川尻・安浦地区」、「郷原・昭和地区」「豊浜・豊地区」の5地区になります。配布しております資料の赤字部分が変更する部分となります。変更内容は2つあります。まず1つ目が、地域計画様式の4にあります「地域内の農業を担う者一覧」に新規で1名追加し、該当する農用地の目標地図を追加しております。追加した1名は、蒲刈にて研修事業を実施しているJA広島果実連株式会社で、農地中間管理機構を介した農地の賃借のため、地域計画に位置づける必要が出てきたためです。2つ目の変更は、農業振興地域整備計画の変更に伴う地域計画の変更です。農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっては、事前に地域計画を変更する必要があります。現在、農業振興地域整備計画の変更手続きを進めているところであり、来月以降の総会に議案として意見照会をさせていただく予定で動いております。上程する農業振興地

域整備計画の変更の内容については、農用区域からの編入及び除外申出に係るものなので、これに合わせて申請農用地を地域計画の区域から連動して追加及び削除するものです。以上が今回の地域計画の変更内容となります。今後のスケジュールとしましては、JA等関係機関への意見聴取を経て、地域計画の案を2週間縦覧した後、地域計画の変更というはこびとなります。以上で地域計画の変更についての説明を終わらせていただきます。ご意見がございましたらお願い致します。

議 長：ただいま農林水産課から説明がありました「地域計画」についてご質疑・ご意見ありませんか。

岡 本 委 員：12番 岡本です。「農業の担い手一覧」へ1名追加とありますが、JA広島果実連は会社ですが、1名の表記でよいのでしょうか。個人と法人が同じ1名に数えられることに違和感があります。

農 林 水 産 課：個人も法人も名で標記（整理）しています。

岡 本 委 員：12番 岡本です。それと（2）地域農業の現状及び課題のなかで、音戸・倉橋地区だけ農業従事者の平均年齢65歳とあります。その他の地区は、高齢化が進みで統一された文言があるだけです。各地区の平均年齢を把握しているのですか。資料があるなら豊浜・豊地区の平均年齢をお知てください。地域の課題が、農業従事者の高齢化が進んだことにあるなら、全地区の平均年齢を標記すべきで、資料として不十分の様に思います。

農 林 水 産 課：本日頂いた、担い手の表記や農業従事者の平均年齢の記載などのご意見は、今後の資料作成の参考とさせていただきます。

議 長：その他、ご意見はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農林水産課の説明のとおりとしてよろしいですか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は説明のとおり決定します。

（農林水産課退席）

議 長：次に報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、報告事項第1号の農地法第4条の規定による届出が3件、報告事項第2号の農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。続きまして、この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、報告事項第3号の非農地証明申請について4件を証明しましたので報告します。

議 長：その他，事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：なし

議 長：今までを通して，ご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：今月出席した会議について報告します。1月16日は，広島市で開催された常設審議委員会農地部会に出席しました。1月21日は，呉市都市計画課から都市計画審議会の事前説明を受け，1月29日に，都市計画審議会があります。以上，会長として出席したことを報告します。

議 長：それでは，次回の日程を申し上げます。

次回，令和8年第2回総会は，2月27日 金曜日 午後2時 から
場所は，呉市役所 7階 751から754号室です。

議 長：以上で令和8年第1回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午前11時05分)

以上は，令和8年第1回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 8 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....